

# 9条連 ニュース

— 世界へ未来へ —  
Peace Constitution League  
Since 1995.8.15

No.352

2024年6月20日 毎月1回 20日発行 1997年4月14日第3種郵便物認可

|                |     |
|----------------|-----|
| 巻頭言 藤田秀雄       | 1   |
| 能登半島地震が        |     |
| 残した教訓と新たな知見（下） | 2～3 |
| 自衛隊訓練場新設計画を    |     |
| 断念に追い込んだ闘い     | 4～5 |
| 政治展望台⑦・地方報告    | 7   |
| 本の紹介、平和川柳      | 8   |

代表 浅井基文／浅野健一／植野妙実子／C・ダグラス・ラミス／常岡せつ子  
中山弘正／樋口陽一／山家悠紀夫／藤野美都子

〒141-0031 東京都品川区西五反田3-2-13

目黒さつきビル303号

TEL 03-5747-9994

FAX 03-5747-9919



ホームページはこちら

<https://9joren.net/> E-mail: 9joren@ams.odn.ne.jp 創刊号1995年1月20日発行 定価100円 年間購読料1,500円（郵送料含む）郵便振替口座 00160-2-96579「9条連」

日本国憲法の第九条（戦争の放棄）の大切さを意識している人は多い。戦争がはじまったら、戦争当事者のどちらかがやめたいと思っても、やめることはできない。片方が破滅するまで、戦争はつづく。これは、現在のウクライナ戦争でも、イスラエル・パレスチナ戦争でも、うかがうことができる。

また、戦争による民間人の大量死は、限りなく拡大する。アジア・太平洋戦争において、広島・長崎が核兵器の攻撃をうけ、私自身が経験した東京大空襲をはじめとする、全国各地の米軍による空襲で、どれほど非武装の民間人が殺されたかを思い起こすだけでも、それを知ることができる。

したがって、国際的には、一九二八年に、「戦争放棄ニ関スル条約」（別名「パリ不戦条約」）がつけられ、日本も加盟していた。しかし、いかなる法律でも、条約でも、それを守る強力で、広範な運動が続かないかぎり、崩される。

## 憲法第十二条の 意義と憲法認識



藤田秀雄（立正大学名誉教授）

中学や高校で、憲法教育がどの程度行われているかを、四〇年以上の大学の教師生活の中で、学生にたずねてきた。回答は、常に変わらず、憲法のはじめの部分——「前文」か、第一章「天皇」の部分までで、重要な、第九条や国民の権利の条項まで学んだ例はなかった。

労働者の団結権、団体行動権が第二十八条にある事も知らずに、日本の若者は就職するのであるから、組合加入者が少ないのは当然かもしれない。

こういう、憲法認識の状態で、憲法改定の国民投票が行われようとしている。国民投票以前の問題が、すでに深刻な状態になっているのである。

どうすればよいか。地域でも、職場でも、憲法学習のあつまりを、無数につくっていく努力をする以外に、打開の方法はない。

そこで、日本国憲法第十二条では、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と定めている。不戦も、国民の権利（平和的生存権）である。

この「不断の努力」が、どれほど行われているかを、私たちは、自ら、常に問い直さなければならない。

また、国民の「不断の努力」を支える、国民の日本国憲法に関する認識が、どの程度かも問題になる。

私は、専門が教育学であるから、

ふじた ひでお／立正大学名誉教授。もと明治学院大・早大等の非常勤講師。東京湾の原子炉から首都圏を守る会代表。